

第1回 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会

次 第

日時：平成27年7月24日（金）

午後3時

場所：405会議室

開 会

- 1 委員委嘱書の交付
- 2 市長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 報告
 - (1) 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱について
- 6 議題
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会に関する運営要領(案)について
 - (3) 推進委員会の進め方について
 - (4) 基本目標の施策について
 - (5) その他

閉 会

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的かつ効率的に推進するため、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、武蔵村山市のまち・ひと・しごと創生に係る行政施策等について調査検討し、市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 7 人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 5 人
- (2) 公募による武蔵村山市民 2 人

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(任期)

第 6 条 委員の任期は、平成 29 年 3 月 31 日をもって満了する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財務部企画政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

●武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
有 識 者	内 野 均	武蔵村山市商工会
	橋 爪 幸 代	東京経済大学
	嵯 峨 洋 輔	多摩信用金庫
	森 林 育 代	特定非営利活動法人ダイバーシティコミュ
	谷 津 幸 利	株式会社ジェイコム多摩
市民公募	原 田 裕 一	
	藤 澤 則 子	

●武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会事務局

区 分	職 名	氏 名
企画財務部 企画政策課	企画財務部長	比留間 毅 浩
	企画政策課長	神 子 武 己
	企画政策課主査	平 崎 智 章
	企画政策課主事	久保田 智 子

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会に関する運営要領（案）

平成 27 年 月 日

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会決定

（趣旨）

第1条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年6月11日市長決裁。）第8条第2項の規定に基づき、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会（以下「推進委員会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（推進委員会の公開）

第2条 推進委員会は、公開とする。

2 公開は、市民に推進委員会を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第3条 推進委員会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第1号様式）により推進委員会の会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。

（許可しない者）

第4条 会長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑等をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、会長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、推進委員会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 会長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 会長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、推進委員会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第1号様式（第3条関係）

傍聴申込書

第 号

平成 年 月 日	
武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会会長 殿	
申込者氏名	
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。	
傍 聴 者	氏 名
	住 所
	連 絡 先
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会
開 催 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所	
備 考	

傍聴承認書

第 号

傍 聴 者	氏 名
	住 所
	連 絡 先
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会
開 催 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所	
備 考	
上記のとおり会議の傍聴を承認します。	
平成 年 月 日	
武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会会長	

(日本工業規格A列4番)

傍 聴 者 心 得

- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑等をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、推進委員会の会長の許可を受けなければならないこと。
- 7 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 8 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の会長の指示に従うこと。

総合戦略の概要

人口ビジョン

人口ビジョンは、各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するものである。※推計は平成27年（2015年）まで

1 人口の現状分析

ア 人口動向分析

(総人口や年齢3区分別人口、出席数、死亡数、転入者、転出数等の時系列の状況を分析)

イ 将来人口の推計と分析

(出生率や移動率などについて仮定値を変えた総人口推計の比較や将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度の分析)

ウ 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

2 人口の将来展望

ア 将来展望に必要な調査・分析

(住民の結婚・出産・子育てや移住に関する意識・希望等)

イ 目指すべき将来の方向

ウ 人口の将来展望

自然増減 + 社会増減

総人口や年齢3区分別人口等の将来展望

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金

名称	地域消費喚起・生活支援型	地方創生先行型
目的	地方公共団体が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援	地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し、国が支援
対象事業	地方公共団体が策定する実施計画に定めた上記の事業 例：プレミアム付商品券等	①地方版総合戦略の策定 ②地方版総合戦略における「しごとづくり」などの事業
考え方	①人件費（市の職員の経費）は対象外、②平成26年12月27日の閣議決定後に市の予算に計上された事業に限定 ①プレミアム付商品券等消費喚起効果の高いものを推奨、低所得者等向け商品等への助成は都との連携によってもプレミアム付商品券等の発行が困難な場合のみ、 ②生活支援策については、サービス等に対する負担軽減となるとともに、低所得者等への生活支援を原則	①地方版総合戦略に盛り込まれることを規定したものとする。 ②国の補助制度の対象となった事業は対象外 ③原則ハード事業は対象外 ④事業概要、重要業績評価指標(KPI)、PDCAに変更がなく、ルールに反しない限り、事業手法細部は交付決定後、市の裁量で変更が可能。
交付額(試算額)	47,239千円 +23,000千円(都補助)	39,089千円

総合戦略

位置付け

まち・ひと・しごと創生法（抄）

第十条 市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

策定プロセス

まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進するため、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略は、幅広い年齢層からなる住民をはじめ、**産業界・市町村や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア（産学官学労賞）**等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要。

構成

創生法第10条で、地方版総合戦略の内容として、①目標、②施策に関する基本的方向、③市が講ずべき施策と定められている。

基本目標	地方人口ビジョンを踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、基本目標を設定。 ⇒地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関するものであるため、 ①しごとづくり、②ひとの流れ、③結婚・出産・子育て、④まちづくりに係る各分野を幅広くカバーすることが望まれる。とりわけ「しごとづくり」は重要分野であり、十分に位置づけることが必要。ただし、各地域の状況を踏まえ特定分野や施策を重点的に推進することは可能。 ⇒基本目標に対する数値目標は、行政活動そのものの結果ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関するものを設定。
基本的方向	目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを記述
施策	目標で設定した政策分野ごとに、地域の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する施策を盛り込む。全てが新規の施策である必要はなく、既に実施されている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えない。 ⇒各施策についてはそれぞれに対し、 客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する必要がある。 KPIは原則として当該施策のアウトカムに関するものとする。

PDCAサイクルの確立

効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するという一連のプロセスを実行していく。
⇒総合戦略の効果検証に際しては、**妥当性・客観性を担保するため、上記「策定プロセス」で記述した推進組織などを活用し、外部有識者等の参画を得ることが重要。**

武蔵村山市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・ 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 趣旨

国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを喫緊の課題とし、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図るため、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した。

本市でも、今後、少子化・高齢化が一層進展することが見込まれ、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが課題となっている。

そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び東京都が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、武蔵村山市第四次長期総合計画が掲げる将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」の実現を念頭に置き、市の実情を踏まえ、人口ビジョンにより抽出された人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する。

2 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

(1) 対象期間

平成27年から平成37年まで（45年間）

(2) 基本的考え方

平成32年までは第四次長期総合計画後期基本計画における人口推計と同様の推計とし、以後については、人口ビジョン独自の推計とする。

3 まち・ひと・しごと総合戦略

(1) 計画期間

平成27年度から平成31年度まで

(2) 基本目標

- ア まちの魅力を向上させ、新たな人の流れをつくる
- イ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ウ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(3) 策定体制

ア 外部組織（まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会）

(ア) 所掌事務

市のまち・ひと・しごと創生に係る行政施策等について調査検討し、市長に報告する。

(イ) 構成

有識者（5人）及び公募による委員（2人）

有識者	市商工会
	東京経済大学
	多摩信用金庫
	特定非営利活動法人ダイバーシティコミュ
	株式会社 ジェイコム多摩
公募	男女各1人

イ 庁内組織（まち・ひと・しごと創生本部）

(ア) 所掌事務

庁内に設置するまち・ひと・しごと創生本部は、総合戦略の原案を策定し、市長に報告する。

なお、専門的な調査・研究を行わせるため、専門部会を置く。

《検討内容》

- 人口推計の確認
- 基本目標ごとの主要施策の整理・検討
- 市民意見の反映 など

(イ) 構成

本部及び部会	構 成 員
本部	(本部長) 市長 (副本部長) 副市長、教育長 (本部長) 部長職
まちの魅力向上部会	産業観光課長、秘書広報課主査、環境課主査、都市計画課主査、文化振興課主査
安心子育て部会	子育て支援課長、協働推進課主査、子ども育成課主査、健康推進課主査、教育総務課主査、教育指導課主査、文化振興課主査
地域活性化部会	都市計画課長、防災安全課主査、協働推進課主査、高齢福祉課主査、健康推進課主査、都市計画課主査、スポーツ振興課主査

(4) 市民意見

市民からの意見については、以下の方法により聴取するものとする。

ア 住民等への意識調査

住民への定住・移住意向、結婚・出産等に関する調査及び転出・転入者への転入出の理由等に関する調査を実施し、その結果を分析し、施策に反映させる。

イ まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会

市民の中から公募等により委員を選定し、市のまち・ひと・しごと創生に係る行政施策等について意見をいただき、市長に報告する。

ウ 意見公募

総合戦略の原案を策定した後、ホームページ等により市民からの意見を求め、原案に反映させる。

(5) 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定スケジュール

項目	平成27年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
策定方針・基本目標(案)作成													
人口ビジョンの策定													
総合戦略の策定													
本部			①策定方針等決定		②(人口ビジョン)				③素案決定		④原案決定	⑤決定	
専門部会	要綱作成 委員依頼				①	②	③	④		⑤素案		⑥原案検討	
有識者会議		市民公募	委員決定		①	②	③	④	⑤				
議会													全員協議会
その他	契約	各課調査	意識調査						各課確認		意見公募		庁議

(6) 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略（骨子）

【基本的な考え方】

- 1 武蔵村山市第四次長期総合計画が目指す方向性、取組を基本とする。
- 2 武蔵村山市人口ビジョンに掲げる基本的な視点により取り組む。

【基本目標】

1 まちの魅力を向上させ、新たな人の流れをつくる

- (1) 基本目標：アウトカム指標を設定（例：市民まつり来場者数など）
- (2) 取組の方向性：観光施策、産業振興、自然環境を活かしたまちづくり、芸術・文化の振興、創業支援 など
- (3) 平成27年度先行実施事業
 - ア ウィメンズチャレンジプロジェクト
 - イ 観光PR映像制作事業

2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1) 基本目標：アウトカム指標を設定（例：出生数など）
- (2) 取組の方向性：子育て支援、学校教育、男女共同参画の推進 など
- (3) 平成27年度先行実施事業
 - ア 移動式赤ちゃんの駅貸出事業
 - イ 子育て情報サイト作成事業
 - ウ 出張絵本の読み聞かせ事業
 - エ 子ども・乳幼児のための防災用品活用事業
 - オ 予防接種情報システム導入事業
 - カ 小・中学校特進講座事業
 - キ 部活動支援事業
 - ク 英語検定事業

3 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (1) 基本目標：アウトカム指標を設定（例：健康寿命、自治会加入率など）
- (2) 取組の方向性：コミュニティの活性化、防災施策、公共交通施策、市民の健康づくり 等
- (3) 平成27年度先行実施事業
 - ア 地域スポーツ活動応援事業